

## シネックスインフォテック仕入取引約款

この約款はシネックスインフォテック株式会社（以下、当社といいます）と売主の商品売買について当社が購入する全ての取引について適用されるものとします。当社に商品を販売しようとする売主はすべてこの約款の内容を理解し承諾したうえで取引を行わなければなりません。当社の注文に応諾した売主は、この約款を承諾したものとみなされます。ただし、当社と売主との間に当社が商品を購入することについて、名称の如何を問わず有効な取引基本契約書が締結されている場合は、当該基本契約書が優先します。

### 第1条（個別契約）

1. 売主から当社に売り渡される目的物（以下契約商品という）の名称、数量、単価、納期、納入場所、代金の額、引渡し条件その他、売主に必要な条件は、この約款に定めるものを除き個別契約をもって定めます。
2. 個別契約は、当社が前項の取引内容を記した当社所定の注文書を売主に交付（ファックスまたはEメールの送信またはWebオーダー等も可とします）し、売主がこれを承諾することにより成立します。注文書交付後5営業日以内に売主より諾否の申し出が無いときは、売主は当社の注文書の内容を承諾したものとします。
3. 売主は、当社より、やむを得ない事由により納期、納入数量等、個別契約の内容を変更する必要がある旨を通知されたときは、速やかに対応するよう努力するものとします。

### 第2条（納期）

1. 納期とは売主が当社の指定する納入場所に契約商品を納入する日を指します。指定納期が日曜日、祝祭日または当社の休業日に当たる場合は、その前日の営業日をもって納期とします。売主は個別契約で定められた納期を厳守して、当社の注文書の内容に定めるところに従い、契約商品を納入するものとします。
2. 売主が自己の都合により指定納期以前に納入を希望するときは、前以て当社の承諾を得るものとします。
3. 納期遅延の恐れがあるときには、売主は直ちにその旨を当社に連絡し、当社の指示を受けるものとします。
4. 前項の規定は、売主の債務不履行に基づく責任を免除するものではありません。

### 第3条（納入）

売主は当社の定める納入手続きに従い、納品書を添付して契約商品を納入するものとします。

### 第4条（受入検査）

1. 当社は、契約商品の納入の都度これを受取り、型番・数量の照合など当社の定める検査方法および検査基準に基づき、遅滞なく受入検査を行うものとします。この受入検査合格をもって検収完了とします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、当社の受入検査を省略して、契約商品を検査合格

とすることができます。ただし、この定めは第5条および第9条による売主の責任を免除するものではありません。

#### 第5条（不合格の場合の処置）

1. 前条の検査の結果不合格になったものについては、売主は、当社の指定する期間内に瑕疵を修補し、あるいは売主の費用でこれを引き取り速やかに代品を納入するものとします。
2. 前条の受入検査で不合格となった原因が契約商品の納入数量過不足の場合は、次のとおりとします。
  - (1) 数量不足の場合は、売主は不足分の納入を行うこととします。ただし、当社は不足分について代金を減額することにて、売主の不足分の引渡義務を免除することができます。
  - (2) 納入数量が過剰の場合は、売主はこの過剰分を売主の費用負担で速やかに引取るものとします。ただし別に当社の指定がある場合はこれに従うものとします。

#### 第6条（引き渡しおよび所有権の移転）

契約商品の所有権は第4条の受入検査に合格したときに売主から当社に移転するものとします。

#### 第7条（危険負担）

受入検査の合格前に生じた契約商品の滅失・毀損・減量・変質その他一切の損害は、当社の責に帰すべきものを除き売主の負担とします。

#### 第8条（支払い）

1. 売主は、毎月末日に当社に対する売掛代金債権を締め、速やかにその請求書を当社宛に提出するものとします。
2. 当社は自己の買掛代金債務と売主の請求金額を照合確認の上、翌月末日を支払日とし、支払金額10万円以上の場合、支払日起算90日の手形を以て支払うものとします。10万円未満の場合は、支払日に売主の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとします。なお振込の場合は、振込手数料は売主の負担とし、又当該支払日が金融機関または当社の休業日にあたる場合は翌営業日に支払うものとします。
3. 第10条に基づき当社が売主に商品を返品した場合、当社は、当該返品が発生した後最初に到来する支払期日に、売主に対する買掛代金債務と返品に伴う売買代金返還請求権とを対当額で相殺することが出来るものとします。  
なお、相殺の結果なお残余がある場合は、当社は売主に返金請求するものとし、売主は当社からの請求があり次第、当社の指定する銀行口座に直ちに振込むことにより返金するものとします。

#### 第9条（瑕疵担保責任）

契約商品の所有権が当社に移転した後に契約商品に瑕疵（ただちに発見することができない瑕疵に限られない）が発見されたときは、売主は、当社の指示に従いその契約商品

を売主の費用で修理または良品交換するかあるいは代金を返還し、その他当社または当社の顧客の蒙った損害を賠償するものとします。その瑕疵の存在によって当該個別契約の目的を達成することができないときは、当社は当該個別契約を解除できるほか、これによって蒙った損害の賠償を売主に請求することができるものとします。

ただし瑕疵が当社または当社の顧客の責に帰すべき事由によって生じた場合は、この限りではありません。

#### 第10条（返品）

当社の発注間違い、顧客のキャンセル等当社の事情による返品については、売主と当社の間で協議し合意した場合に返品できるものとします。

#### 第11条（品質保証）

売主は、契約商品が第一級の品質を有しており、素材・デザイン・規格および制作技術において瑕疵がなく通常の用法に適合し、当社の販売に際して支障のないものであることを保証するものとします。売主は、売主の保証違反から生じ若しくは関係して当社または当社の顧客が被ることのある全ての損失・損害・クレーム・費用・出費および責任（間接損害、偶発的損害および派生的損害を含む）を補償し、当社および当社の顧客に何ら負担を及ぼさないものとします。

#### 第12条（法令遵守）

売主は、契約商品が電気用品安全法、電波法、電気通信事業法、および情報処理装置等電波障害自主規制協議会規約等（以下、総称して「関係法令等」といいます）の対象となる場合、関係法令等を遵守して製造、検査され、必要な表示が正しくなされていることを保証するものとします。売主は、契約商品が関係法令等の対象になるか否かを自己の責任と費用で調査・確認するものとします。売主は、売主の保証違反から生じ若しくは関係して当社または当社の顧客が被ることのある全ての損失・損害・クレーム・費用・出費および責任（間接損害、偶発的損害および派生的損害を含む）を補償し、当社および当社の顧客に何ら負担を及ぼさないものとします。

#### 第13条（製造物責任）

契約商品の瑕疵により、当社または当社の顧客もしくは契約商品の需要家等の第三者がその生命・身体・財産（契約商品自体を含む）に何らかの損害を蒙ったときは、売主は、自らの責任と費用負担でこの損害を賠償するものとし、当社および当社の顧客に損害を及ぼさないものとします。

#### 第14条（知的財産権等）

契約商品について第三者との間に、日本国若しくはその他の国における工業所有権、特許権、実用新案権、著作権、その他の知的財産権に関する紛争が発生したときは、売主は自らの責任と費用負担でこの紛争を処理解決し、当社または当社の顧客に損害を及ぼさないものとします。

#### 第15条 (機密保持)

1. 売主は、当社との取引に関する事項、ならびに個別契約等を通じて業務上知り得た個人情報ならびに営業情報、技術情報等の当社に関する機密事項を厳に機密として保持し、当社の書面による事前の承諾なしに第三者にそれを開示、漏洩しないことはもちろんのこと、自己の内部においてもこの機密保持に関し万全の処置を講ずるものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではありません。
  - (1) 公知の事項または当社から知得後自己の責によらずして公知となった事項
  - (2) 当社からの知得前に自らが既に所有していた事項
  - (3) 正当な権限を有する第三者から、守秘義務を負う事なく開示された事項
2. 前項に該当する事項であっても、管轄官公庁、裁判所等の公的機関から法令に基づく開示命令または開示要求があった場合、その命令または要求に従い機密事項を開示できるものとします。

#### 第16条 (個人情報)

1. 売主は、当社から個人情報の保護に関する法律に定める個人情報の提供を受ける場合には、これを機密情報として取り扱うとともに、同法および関係法令(省庁のガイドラインを含む)に準拠して安全管理措置を講じ、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. 売主は、自らの個人情報または、売主が収集した個人情報など、当社に提供する個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係法令(省庁のガイドラインを含む)に準拠して当社に預託することを予め本人に提示して同意を得ているなど適切に収集された個人情報であることを保証します。

#### 第17条 (反社会的勢力の排除)

1. 売主は当社との商談開始時から個別契約の履行完了までの間、継続して次の各号に定める事項を表明し保証するものとします。
  - (1) 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに順ずる顧問等(以下、これらを総称して役員等という)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)ではなく、今後ともそのようなことはないこと。
  - (2) 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことはないこと。
  - (3) 自らとその役員等は相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させてはおらず、今後ともそのようなことはないこと。
2. 売主は、当社が前項記載事項の確認のために実施する調査に合理的な範囲で協力し、当社が要請した資料等を提出するものとします。
3. 当社は、第1項および前項の記載事項に売主が違反した場合は、個別契約をはじめとする売主との一切の契約関係について、なんら催告することなしにその全部

または一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。

4. 前項により契約を解除された場合は、売主は当社に損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。

#### 第18条 (期限の利益の喪失)

1. 売主が次の各号のいずれかに該当したときは、当社からの何らの通知催告を要せず、個別契約等に基づく一切の債務の履行につき期限の利益を失い、全債務について直ちに当社に支払うものとします。
  - (1) 手形もしくは小切手を不渡りとし、または一般の支払を停止し、もしくは支払不能の状況にあるとき。
  - (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分の申し立てを受け、あるいは公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生、会社更生手続などの申し立てを受け、もしくは自ら申し立てをしたとき。
  - (5) 合併によらず解散したとき。
  - (6) 当社に対する債務の不履行。
  - (7) 個別契約等に違反したとき。
  - (8) 債務の履行が困難になりまたはその恐れがあると認めるに相当な事由があるとき。
2. 売主に前項各号のひとつにでも該当する事実が発生したときは、当社は何ら催告することなく、個別契約等の全部または一部を解除することができるものとし、売主はこれによって当社に生じた損害を賠償するものとします。

#### 第19条 (約款の変更等)

1. 当社は、必要に応じて、売主への事前通知なくして、本規約を変更できるものとし、変更後の規約を当社が適当と判断する方法で告知するものとします。
2. 前項における変更は別段の定めをしない限り、当社が前項の告知を行った時点で有効となるものとします。

#### 第20条 (合意管轄)

この約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上